

《申込書記入例》

加入内容に変更がない場合は提出不要です。

愛知県都市職員共済組合 御中 PPTN10(090)028

都市共済の積立年金
(拠出型企業年金保険)
加入(変更)申込書

申込日 4年 7月 7日

③ 申込日をご記入ください

団体名 愛知県都市職員共済組合

団体番号	職員番号	勤務所番号	勤務所名
32165220000	1234	5678	

被保険者氏名
アイチ タロウ

加入(変更)日	4年 10月 1日
申込締切日	4年 7月 21日

性別	生年月日	申込方法	既加入	申込
1男	老米 3昭 平平 44年 5月 18日	月払	5口	10口 (千円)
※休		賞与払	3口	5口 (万円)
		一時払		口 (万円)

① 生年月日をご記入ください

お申込み内容を確認のうえ、署名または押印してください。

④ 署名または押印してください

② 申込欄に2022年10月1日より加入したい口数をご記入ください。
(既加入5口の方が10口へ変更したいときは「10」とご記入ください。)

MYLI-申-22-000375

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

[引受会社] 明治安田生命保険相互会社(事務幹事) 日本生命保険相互会社
[連絡先] 中部公法人部法人営業第二部
〒460-0003 名古屋市中区錦3-15-28 明治安田生命名古屋錦ビル3F (052)-951-9102

MY-A-22-企-004649

都市共済の積立年金

(拠出型企業年金保険)

— 2022年度 新規加入・変更のご案内 —

加入日：2022年10月1日(土)

老後のゆとりある生活のために!

年に1度の更新時期になりました。
都市共済の積立年金の制度内容・加入内容を再度確認して手続きしましょう。



[制度の特長]

- 月払1口、1,000円からご加入できます。
(ボーナス払は1口、10,000円からです。)
- 個人が自助努力で積立てて老後の生活費(年金資金)を準備する制度です。
- 毎年、口数を見直すことができますので、個人のペースで計画的に積立てられます。
- 税軽減効果があり、年末調整で所得税と住民税が軽減されます。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

※商品の【契約概要】・【注意喚起情報】をP9~P10に記載しております。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

●申込締切日：2022年7月21日(木)

申込書は、申込締切日までに各所属所共済担当課に提出してください。

(加入内容に変更がない場合、申込書の提出は不要です。)

愛知県都市職員共済組合

意向確認【ご加入前のご確認】

積立年金は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

★ポイント1★

- 在職中から少しずつ払込みを続けられるから**確実・安心**です。
- 毎年、口数の変更ができるので**個人のペース**で計画的に積立てられます。
- 万一、加入中に亡くなった場合は、積立金に1ヵ月分保険料相当額を加算した遺族一時金が遺族に支払われます。

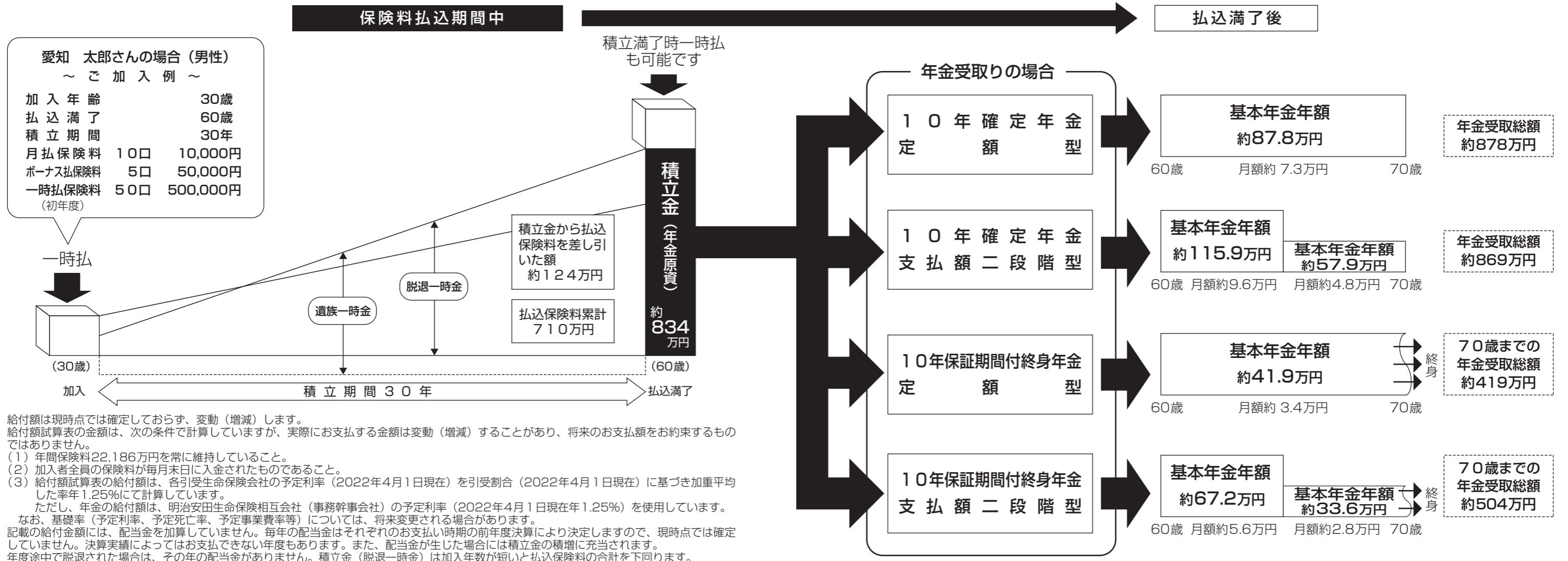
★ポイント2★

- 積立金の受取方法は自由に選択できます。
- 受取金額を厚くするため退職時（年金受給権取得時）に一時積増できます。

（確定年金選択の場合はその時の積立金が退職時一時払の積増限度額となります。）

★ポイント3★

- 年金での受取りにはそれぞれのライフスタイルに合わせたコース選択ができます。
- 一時金での受取りもできます。



給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- 年間保険料22,186万円を常に維持していること。
- 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率（2022年4月1日現在）を引受割合（2022年4月1日現在）に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。

ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の予定利率（2022年4月1日現在年1.25%）を使用しています。なお、基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）については、将来変更される場合があります。記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金（脱退一時金）は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

●保険料の積立方法

年1回の手続期間中に、次の取扱要領により申し込むことができます。

保険料は加入者負担です。

保険料は毎月の給与から控除します。（初回は10月より）

- ① 月 払・・・1,000円を1口とし、最高99口（99,000円）まで加入できます。
[2022年10月給与から控除します。]
- ② ボーナス払・・・年2回10,000円を1口とし、最高100口（100万円）まで加入できます。
(6・12月) (ただし、月払加入が条件であり、ボーナス払のみの加入はできません。)(初回は12月より)
- ③ 一時払・・・1口10,000円単位で、1口～999口（999万円）の範囲で積み増すことができます。
(ただし、月払加入が条件であり、一時払のみの加入はできません)
[申込みをされた人は、別途、各所属所共済担当課より通知後、各自で2022年10月7日（金）までに振込みをしてください]

なお、年金選択時（退職時）には積立満了時一時払（退職時一時積増）の申込みが可能です。積立満了時一時払の積立金の金額には以下のように制限のある場合があります。

受取方法を確定年金にする場合	払込満了時の積立金の範囲内です。
受取方法を終身年金にする場合	限度はありません。

年金に代えて一時金で受取る場合

払込満了時
脱退一時金
一時金
約834万円

給付額は現時点では確定しておらず、変動（増減）します。記載の給付額は、予定利率（2022年4月1日現在年1.25%）に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動（増減）することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

※終身年金の場合の女性の受取額は、上記金額より若干下回ります。

※基本年金とは、明治安田生命保険相互会社（事務幹事会社）の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）を使用し計算された年金額ですので、将来の支払額を約束するものではありません。

- 受取方法は、上記の5種類の方法があります。
- 支払額二段階型については、公的年金における老齢厚生年金の支給開始年齢引き上げに対応するため65歳までの受取額がその後の受取額の2倍になっている年金受取方法です。
- 退職約1ヵ月前に、それまでの積立金に基づいて年金受取試算の資料を作成しお知らせします。受取方法を選択する際の参考にしてください。

加入中の給付額試算表

*月払加入が条件であり、ボーナス払のみ・一時払のみの加入はできません。
*積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと、払込保険料を下回りますのでご注意ください。

1 月払の給付額試算表

●10口(月額10,000円)加入の例

払込年数	払込保険料累計	積立金額(脱退一時金額)
1年	120,000円	約 118,400円
2	240,000	238,100
3	360,000	359,000
4	480,000	481,300
5	600,000	604,900
6	720,000	729,900
7	840,000	856,200
8	960,000	983,800
9	1,080,000	1,112,900
10	1,200,000	1,243,400
15	1,800,000	1,917,600
20	2,400,000	2,629,900
25	3,000,000	3,382,700
30	3,600,000	4,178,300

2 ボーナス払の給付額試算表

●5口(6月、12月時50,000円ずつ)加入の例

払込年数	払込保険料累計	積立金額(脱退一時金額)
1年	100,000円	約 98,850円
2	200,000	198,800
3	300,000	299,850
4	400,000	401,950
5	500,000	505,200
6	600,000	609,500
7	700,000	715,000
8	800,000	821,600
9	900,000	929,400
10	1,000,000	1,038,350
15	1,500,000	1,601,400
20	2,000,000	2,196,250
25	2,500,000	2,824,900
30	3,000,000	3,489,300

3 一時払の給付額試算表

●50口(一時払50万円)加入の例

払込年数	払込保険料累計	積立金額(脱退一時金額)
1年	500,000円	約 496,500円
2		501,500
3		507,000
4		512,500
5		518,000
6		523,500
7		529,500
8		535,000
9		541,000
10		546,500
15		577,000
20		609,500
25		643,500
30		679,500

～上記(左記)以外の加入時の受取額計算～

●前ページのご加入例のとおり、月払10口・ボーナス払5口・一時払50口で加入し30年間積み立てた場合は、30年目の脱退一時金額をそれぞれ合計した額が積立金となります。

・払込保険料累計
=3,600,000円+3,000,000円+500,000円
=7,100,000円

・脱退一時金額
=約4,178,300円+約3,489,300円+約679,500円
=約8,347,100円

●例えば月払20口で加入した場合は、上記例の2倍の保険料であるため、月払分の脱退一時金額も2倍して計算してください。

(注1) 死亡時の遺族一時金は、上記脱退一時金に1ヵ月分の保険料を上乗せした金額です。

(注2) 年度途中で脱退の場合、その年の配当金が付与されません。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

- (1) 年間保険料22,186万円を常に維持していること。
- (2) 加入者全員の保険料が毎月末日に入金されたものであること。
- (3) 給付額試算表の給付額は、各引受生命保険会社の予定利率(2022年4月1日現在)を引受割合(2022年4月1日現在)に基づき加重平均した率年1.25%にて計算しています。
ただし、年金の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(2022年4月1日現在年1.25%)を使用しております。

なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。

記載の給付金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払い時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の積増に充当されます。

年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回ります。

年金受給中の給付額試算表

年金原資1,000万円を年金で受け取った場合

10年確定年金

①定額型

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 1,052,320 円	約 1,052,320 円
2	1,052,320	2,104,640
3	1,052,320	3,156,960
4	1,052,320	4,209,280
5	1,052,320	5,261,600
6	1,052,320	6,313,920
7	1,052,320	7,366,240
8	1,052,320	8,418,560
9	1,052,320	9,470,880
10	1,052,320	10,523,200

②支払額二段階型

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 1,388,720 円	約 1,388,720 円
2	1,388,720	2,777,440
3	1,388,720	4,166,160
4	1,388,720	5,554,880
5	1,388,720	6,943,600
6	694,360	7,637,960
7	694,360	8,332,320
8	694,360	9,026,680
9	694,360	9,721,040
10	694,360	10,415,400

10年保証期間付終身年金

①定額型(60歳 男性)

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 502,240 円	約 502,240 円
2	502,240	1,004,480
3	502,240	1,506,720
4	502,240	2,008,960
5	502,240	2,511,200
6	502,240	3,013,440
7	502,240	3,515,680
8	502,240	4,017,920
9	502,240	4,520,160
10	502,240	5,022,400
15	502,240	7,533,600
20	502,240	10,044,800
25	502,240	12,556,000
30	502,240	15,067,200

②支払額二段階型(60歳 男性)

経過年数	基本年金年額	年金受取額累計
1年	約 806,130 円	約 806,130 円
2	806,130	1,612,260
3	806,130	2,418,390
4	806,130	3,224,520
5	806,130	4,030,650
6	403,060	4,433,710
7	403,060	4,836,770
8	403,060	5,239,830
9	403,060	5,642,890
10	403,060	6,045,950
15	403,060	8,061,250
20	403,060	10,076,550
25	403,060	12,091,850
30	403,060	14,107,150

(注1) 年金受取期間中の一時金受取もできます。

(注2) 年金は年4回に分けて、2月・5月・8月・11月の15日に指定された口座に支払われます。

(注3) 女性が終身年金を選択した場合の年金は、上の例を若干下回ります。

(注4) 10年保証期間付終身年金：10年経過後は被保険者本人が生存されている場合に限り支給されます。

(注5) 記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

～上記以外の年金年額(累計額)試算方法～

●例えば積立金800万円での年金年額を知りたい場合、上記の試算数値に0.8をかければ試算できます。

給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、予定利率(2022年4月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

制度のお取扱いについて

加入資格	共済組合の組合員で、加入日(2022年10月1日)現在満15歳以上(2007年10月1日以前生まれ)満58歳未満(1964年10月2日以降生まれ)の人で申込日現在健康で正常に就業している人。個人年金保険料控除適用になる人は保険料払込完了年齢(60歳)までに10年以上ある人、一般の生命保険料控除適用になる人は保険料払込完了年齢(60歳)までに2年以上ある人となります。(詳しくは6ページの保険料控除の欄をご参照下さい。)																																				
新規加入の取扱い	新規加入は、年1回の定められた募集期間中の申し込みにより、毎年10月1日付加入で取り扱います。																																				
加入口数変更及び給付の取扱い	<p>※年1回定められた申込期間中に限り加入及び増口・一部中止を受け付け10月1日付けで取り扱います。一部中止とは、加入者に次の中止の事由がある場合に限り、お申し出(申込期間中)により、加入口数の一部について保険料の払込みを中止することです。中止の場合は払込中止口数分の積立金は、中止時には払い出しせず積立てておきます。</p> <p>中止の事由=災害、疾病・障害(親族の疾病・障害及び死亡を含む。)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む。)、結婚(親族の結婚を含む。)、債務の弁済、その他加入者が保険料の拠出に支障がある場合。</p> <p>積立期間中の変更手続きについては、下記の要領により取り扱います。なお、月払を脱退した場合、ボーナス払、一時払も同時に脱退となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">更新時(年1回)</th> <th colspan="2">随時(期間の中途)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>月払</th> <th>ボーナス払</th> <th>月払</th> <th>ボーナス払</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加入口数</td> <td>増口(額)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>保険料を増額させることです。</td> </tr> <tr> <td>一部中止</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>保険料を減額させることです。全額中止することはできません。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給付</td> <td>脱退</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>在職中に積立金(脱退一時金)の全額を払い出すことです。一部の払い出しはできません。</td> </tr> <tr> <td>死亡脱退</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>在職中に加入者が死亡した場合、遺族に積立金(脱退一時金)に1ヵ月分保険料相当額を加算して支払います。</td> </tr> </tbody> </table> <p>在職中に脱退、または死亡したときは、次の給付があります。 ・脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます。) ・死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族に支払われます。) 遺族一時金=脱退一時金+月払保険料の1ヵ月分相当額 ※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。</p>	区分	更新時(年1回)		随時(期間の中途)		備考	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払	加入口数	増口(額)	○	○	×	×	保険料を増額させることです。	一部中止	○	○	×	×	保険料を減額させることです。全額中止することはできません。	給付	脱退	—	—	○	○	在職中に積立金(脱退一時金)の全額を払い出すことです。一部の払い出しはできません。	死亡脱退	—	—	○	○	在職中に加入者が死亡した場合、遺族に積立金(脱退一時金)に1ヵ月分保険料相当額を加算して支払います。
区分	更新時(年1回)		随時(期間の中途)		備考																																
	月払	ボーナス払	月払	ボーナス払																																	
加入口数	増口(額)	○	○	×	×	保険料を増額させることです。																															
	一部中止	○	○	×	×	保険料を減額させることです。全額中止することはできません。																															
給付	脱退	—	—	○	○	在職中に積立金(脱退一時金)の全額を払い出すことです。一部の払い出しはできません。																															
	死亡脱退	—	—	○	○	在職中に加入者が死亡した場合、遺族に積立金(脱退一時金)に1ヵ月分保険料相当額を加算して支払います。																															
積立金残高の通知	積立金残高は、毎年1回決算終了後、12月頃に明細書(9月末日現在の数値)を加入者に通知します。																																				
保険料控除	<p>保険料は個人年金保険料控除または一般の生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。保険料控除については、新規加入時(今回新規加入の場合、2022年10月1日現在)の年齢により適用種類が決まります。</p> <table border="1"> <tr> <td>個人年金保険料控除</td> <td>1972年10月2日以降に生まれた人</td> </tr> <tr> <td>一般の生命保険料控除</td> <td>1972年10月1日以前に生まれた人</td> </tr> </table> <p>※個人年金保険料控除の対象とは、一般の生命保険料控除とは別枠で所得税・住民税の控除対象があるということです。(ただし、他に個人年金保険料控除を受けていないとき) ※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。</p>	個人年金保険料控除	1972年10月2日以降に生まれた人	一般の生命保険料控除	1972年10月1日以前に生まれた人																																
個人年金保険料控除	1972年10月2日以降に生まれた人																																				
一般の生命保険料控除	1972年10月1日以前に生まれた人																																				

積立金の受取方法

①年金の種類

確定年金・・・10年間年金を受取るもので、下記の2種類があります。

- 1 10年確定年金定額型（受取額が一定）
- 2 10年確定年金支払額二段階型（5年目までの受取額が多く、6年目以降はその半額）

※ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、または、年金にかえて未払年金現価を一時金で支払います。

保証期間付終身年金・・・本人が生存している限り受取るもので、下記の2種類があります。ただし、10年間の保証期間があり、万一10年以内に死亡された場合は、ご加入者の遺族に残余保証期間年金を支払うか、または、年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価を一時金で支払います。

- 1 10年保証期間付終身年金定額型（受取額が一定）
- 2 10年保証期間付終身年金支払額二段階型（5年目までの受取額が多く、6年目以降はその半額）

脱退一時金・・・積立金を年金受取りにかえて、一括で受取るものです。

②受取人

在職中の脱退一時金及び退職後の払込完了後の年金の受取人は、加入者本人となります。在職中に加入者本人が亡くなった場合は、遺族となります。年金受給開始後に、加入者本人が亡くなり、残余保証期間がある場合の受取人も遺族となります。（遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によるものをいいます。）

③受取方法

ア 払込期間が10年以上で、かつ満60歳で積立を満了し、受取を開始するときは、確定年金もしくは保証期間付終身年金から選択できます。また、年金に代えて一時金で受取ることもできます。

イ 払込期間が10年以上で、かつ満50歳以上満60歳未満で脱退された場合は、保証期間付終身年金のみの選択、もしくは一時金受取となります。

ウ 満50歳未満で脱退された場合は、一時金のみの受取となります。

※一般の生命保険料控除の対象の人は、初年度年金月額が1万円未満（支払額二段階型年金の場合は2万円未満）場合は、一時金受取になります。

※個人年金保険料控除の対象の人は、払込期間が10年以上経過している場合に年金受取を選択できます。

※年金受給権取得日（満50歳以上）から1年を単位として最長10年間、年金の支払いを繰延することができます。

この期間中引受保険会社が定めた方法により積み立てておきます。ただし、繰延期間中は保険料の払込はお取り扱いしません。なお、お申し出により繰延期間を変更し、年金の支払いをします。繰延期間中は、減口のお取り扱いができません。

年金を繰延される場合は、積立て内容のご案内をします。

※中途脱退時以外（60歳定年退職後）は、原則として確定年金または保証期間付終身年金で受け取っていただきますが、やむを得ない事由がある場合については、年金にかえて一時金で支払います。

退職時（脱退時）の年齢	脱退一時金	確定年金	保証期間付終身年金
満60歳以上	○	○	○
満50歳以上満60歳未満	○	×	○
満50歳未満	○	×	×

積立金の受取方法

④年金受給開始後の一時金受取

ア 10年確定年金受給者（遺族を含む）が年金受取期間中に一時金での受取りを希望したときは、年金に代えて残余保証期間の未払年金現価相当額を一時金で支払います。

イ 10年保証期間付終身年金については、年金受取期間中に一時金での受取りを希望したときは、残余保証期間に対応する未払年金現価相当額を一時金で支払います。

※保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

※保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金の支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金を支払うか、または、年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価を支払います。

配当金

毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための保険料の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための保険料に充当します。

税法上の取扱い

在職中

●新規加入者で加入日から払込満了時（60歳）まで10年以上ある人（1972年10月2日以降生まれの人）が負担した保険料は年末調整における個人年金保険料控除の対象となります。

●新規加入者で加入日から払込満了時（60歳）まで10年未満の人（1972年10月1日以前生まれの人）が負担した保険料は年末調整における一般の生命保険料控除の対象となります。

（注）個人年金保険料控除の対象となる人は、加入日から払込満了日（60歳）までの期間が10年以上ある場合で他に個人年金保険料控除を受けていないときに限られます。

●脱退一時金・・・一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額 = (脱退一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1 / 2
(他に一時所得がない場合)

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

●遺族一時金・・・相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人である場合「法定相続人数 × 500万円」まで非課税となります。

積立満了後（年金受給開始後）

●年金として受取る場合・・・加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。
課税対象額 = その年に受ける年金額（基本年金年額 + 増加年金年額） - 基本年金年額 × 払込保険料累計額 / 年金支払総額（見込額）
なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収を行います。

●一時金として受取る場合・・・一時所得として課税されます。50万円の特別控除が適用されます。
一時所得の課税対象額 = (脱退一時金額 - 払込保険料合計額 - 50万円) × 1 / 2 (他に一時所得がない場合)

※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

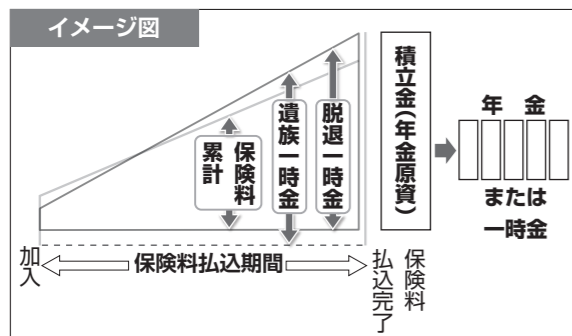
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

4 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金(もしくは一時金)
保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金(もしくは年金)
保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金
ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。
※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報(特に重要なお知らせ)

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。
■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社
中部公法人部法人営業第二部
052-951-9102

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。
■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。